

商標法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 国際協定における標章の登録のための商品及び役務の国際分類の修正に伴い、商標法施行令別表における商品及び役務の区分の規定の整備を行うこと。

第二 小売等役務を商標法施行令別表における商品及び役務の区分に追加すること。

第三 この政令は、平成十九年一月一日から施行するものとする。ただし、第二については、意匠法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行するものとする。